

有価証券時価情報

1.満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種 類	2023年9月30日			2024年9月30日		
		中間貸借対照表計上額	時 価	差 額	中間貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が中間貸借対照表計上額を超えるもの	社 債	881	884	3	3,994	4,015	21
	小 計	881	884	3	3,994	4,015	21
時価が中間貸借対照表計上額を超えないもの	社 債	28,953	28,698	△255	25,582	25,410	△172
	小 計	28,953	28,698	△255	25,582	25,410	△172
合 計		29,834	29,583	△251	29,577	29,426	△151

2.その他有価証券

(単位：百万円)

	種 類	2023年9月30日			2024年9月30日		
		中間貸借対照表計上額	取得原価	差 額	中間貸借対照表計上額	取得原価	差 額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	47,072	16,683	30,389	53,795	16,163	37,631
	債 券	38,475	38,207	268	43,569	43,258	310
	国 債	10,000	9,999	0	14,957	14,868	88
	地 方 債	10,577	10,460	117	13,391	13,300	91
	社 債	17,897	17,746	150	15,219	15,089	129
	そ の 他	72,082	71,317	764	88,290	87,257	1,032
	小 計	157,630	126,208	31,421	185,654	146,679	38,974
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	889	1,082	△192	1,507	1,728	△220
	債 券	594,539	607,948	△13,408	650,027	668,008	△17,981
	国 債	234,896	239,576	△4,680	279,429	287,890	△8,461
	地 方 債	215,492	220,482	△4,990	223,711	228,510	△4,798
	社 債	144,150	147,888	△3,738	146,886	151,607	△4,720
	そ の 他	150,021	163,527	△13,506	143,387	152,903	△9,516
	小 計	745,450	772,557	△27,107	794,922	822,640	△27,717
合 計		903,080	898,766	4,314	980,577	969,320	11,256

(注) 市場価格のない株式等及び組合出資金の中間貸借対照表計上額は、次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含めておりません。

(単位：百万円)

区 分	2023年9月30日	2024年9月30日
	中間貸借対照表計上額	中間貸借対照表計上額
非 上 場 株 式 (* 1) (* 2)	1,663	1,648
組 合 出 資 金 (* 3)	1,456	1,808
合 計	3,120	3,457

(*1) 非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日) 第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(*2) 前中間会計期間において、非上場株式について0百万円減損処理を行っております。

当中間会計期間において、非上場株式について0百万円減損処理を行っております。

(*3) 組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日) 第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

連結情報

単体情報

3.減損処理を行った有価証券
〈2023年度中間〉

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間会計期間の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

- 当中間会計期間における減損処理額はありません。
- また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、次のとおりであります。
- ア.期末時価が帳簿価額の50%以上下落した場合
- イ.期末時価が帳簿価額の30%以上50%未満下落し、かつ次のいずれかに該当する場合
- ① 時価が過去1年間にわたり帳簿価額の30%以上下落、又は格付の著しい低下
 - ② 発行会社が債務超過
 - ③ 発行会社が2期連続の赤字決算

〈2024年度中間〉

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間会計期間の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

- 当中間会計期間における減損処理額はありません。
- また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、次のとおりであります。
- ア.期末時価が帳簿価額の50%以上下落した場合
- イ.期末時価が帳簿価額の30%以上50%未満下落し、かつ次のいずれかに該当する場合
- ① 時価が過去1年間にわたり帳簿価額の30%以上下落、又は格付の著しい低下
 - ② 発行会社が債務超過
 - ③ 発行会社が2期連続の赤字決算

金銭の信託関係

1.満期保有目的の金銭の信託

該当事項はありません。

2.その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）

該当事項はありません。

その他有価証券評価差額金

中間貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。（単位：百万円）

	2023年9月30日	2024年9月30日
評価差額	4,314	11,256
その他有価証券	4,314	11,256
その他の金銭の信託	—	—
(△)繰延税金負債	1,036	3,159
その他有価証券評価差額金	3,277	8,096